

第1回滋賀県契約審議会 議事概要

1 開催日時

令和3年11月1日(月) 15時～16時30分

2 開催場所

滋賀県庁本館 滋賀県議会第二委員会室

3 出席委員

磯田委員、土山委員、鶴田委員、中田委員、仁尾委員、野村委員、廣川委員
(50音順)

4 議事概要

(1) 審議会の公開方針について

- ・資料2-1および2-2に基づき事務局から説明し、了承を得た。

(2) 滋賀県の契約に関する取組方針原案について

- ・資料3-1と、資料3-2に基づき事務局から説明を行った。

(委員)

- ・条例がまとまり、これが具体化されていくことが、公契約が地域によりよく生かされることの重要な指針になるということを感じている。
- ・一方でそのためには、これがどのように具体化されていくか、かたちになっていくか、網羅的にということは難しいかもしれないが、具体的な事例を伺いながら、検討、検証、意見交換をして、どのようにうまく効いているか、あるいはうまく効いていないので対応しなければいけないかというあたりを見ていく必要があると思う。
- ・どのような契約が展開されているかということが、こちらに伝わってくるような方策というものはあるのか。

(事務局)

- ・今回、取組方針の原案でお示ししている取組について、特に今回、新たに検討していく取組が中心になると思うが、来年度以降、この審議会において、こういった取組をしているのかについて、ご報告をさせていただく中で、検証をしていただきたいと思います。

・また、委員のおっしゃるように、契約の具体的な事例の中で、どういう取組がなされているのか、サンプリング的に調査をしていただくということについて、例えば、公共工事においては、すでに土木交通部の方で入札監視委員会という機関が設置されており、そこで外部の委員の方に、具体的なサンプルを抽出しながら、その契約方法や過程についても調査していただいている。

・本審議会においても、工事以外の業務委託などの契約において、同様のサンプリング的な調査をしていただくような仕組みができないか検討している。

(委員)

・良い事例は、放っておいても耳に届いてくるものだと思うが、むしろお悩みに思っておられる事例や、これはもう少しというような失敗事例、あまりうまくいかなかったり、これはどうなんだろうなというようなことを、その現場の原課も交えて、どういうやり方であればより効果が高まるのか、ということをお話しできるような機会があると、さらにいいのではないかと思う。

・サンプリングの場合には、成功事例はもちろんのこと、現場でこの条例が生かせていないというようなことが拾い上げられる事例や、現場の声を届けていただければと思う。

・併せて、条例案をつくる時に議論になったところだが、実際に契約をする職員や部局、課が、いいことができたと思ってもらえるかどうか。ものすごく大きな手間がかかるようになったというのであれば、なかなか実効性が上がっていかないので、そうした庁内での率直な反応なども伺いできるといいのではないかと思う。

(事務局)

・具体的に運用していく中で、委員からご指摘いただいたことについても、今後、検討していきたい。

(委員)

・「基本理念4」3労働環境の整備に関する取組について、「最低制限価格制度の適切な活用」とあるが、「最低制限価格制度」がよく分からない。

・年次有給休暇は必ず取らせなさいとか、健康診断も会社の負担とか、時間外は2割5分とか3割5分、労働環境をよくしようと思えば、賞与とか退職金積み立てなどがあるが、全部、会社の持ち出しになり、ざっと計算する場合でも、保険料だけでだいたい16%から17%。そこに賞与とか退職金を入れたら、だいたい賃金額の3割くらいを見ておいてくださいと言って、賃金決定をするので、その部分が適切に入っているのかということを少し感じた。

・もしそこを割り込んでしまうと、例えばメンテナンス業の方などは、割り込んでしまうので、それだと労働時間を短くしないとやっていけないとかいうことが起きてしまうと思う。そのあたりどうなっているのか知りたい。

(事務局)

・最低制限価格制度は、いわゆるダンピングを防止する一つの手法であり、例えば庁舎管理の業務だと、一定の積算をする中で、入札する際には予定価格というものを取るが、それとは別に、この金額以下で入札した場合には失格になるという、最低制限の基準をもって入札している。

・委員がおっしゃったようなことを踏まえた上での価格設定が大事になってくると思うので、適切な積算をしていくという中で、検討していく。

(委員)

・そういうことが最低ラインで、次に少し余裕を持って、会社が落札できたときに、今度は障害者の雇用や、高齢者の雇用についての余裕が出てくるというところがあるので、ぜひ適切にお願いしたい。

(会長)

・非常に重要なポイントで、この取組も安ければいいというだけでは駄目ではないかということ。例えば1円でも落札できる場合も過去には、滋賀県でなくてもあったと思うが、それではちょっとという話があったと思う。やはり、適正な範囲内での落札価格というものを設定していくべきだということだと思う。

(委員)

・今の話にも関わってくるが、適切な仕様書等の作成について、定型的な内容、仕様書を庁内で共有できる仕組みや仕様書の作成にあたっての相談支援の仕組み、業務の監督検査の方法についての指導や助言、研修などと書いてあるが、これを具体的にどうしていくのかというのは、非常に大事。今の話でもあったように、適切に積算していく、特に業務委託の関係だと、かなり幅広く、多様な業務内容になっているので、非常に大事だと思う。そのあたりがうまく機能するように、ぜひ仕組みを考えていただきと思う。

(事務局)

・今回の条例に基づいて推進していく取組の一つとして、委員がおっしゃったような、県庁の中でのそういった取組、体制の中での取組というのも、一つのポイントだというふうに考えている。

・例えば共通的な仕様書の作成や、適切な検査業務ができることによって、適切な仕様書ができるということにもつながっていくと考えているので、研修やマニュアル作成などにより、それぞれの職員の負担を軽くする中で、ノウハウが高まっていくというような取組をしていきたいと考えている。

(会長)

- ・契約は、滋賀県庁で年間、どれくらいの件数あるのか。

(事務局)

- ・契約の件数は、契約状況の実態調査を毎年しており、公表している。
- ・工事、委託、物品を全て合わせて、令和2年度は件数として5,981件ということで、約6,000件くらいの契約がある。
- ・そのうち物品や委託業務については、少額のものもあるが、物品は50万円以上、委託業務は10万円を超えるものについての統計。
- ・約6,000件の内訳は、工事が合計約1,000件、物品は約1,000件。残りの4,000件が委託業務。

(会長)

- ・かなりの件数なので、これ全部を審議会で審議するというのは不可能。
- ・先ほど委員がおっしゃったように、どれをサンプリングして、どうするか、というところが非常に重要と思う。そこを具体的に考えなければいけない。どういうものを参考にするか。

(事務局)

- ・委託や物品の受注、特に委託業務では、性質的な部分で年間を通じて行っている業務や、金額的に大きなプロポーザルによって実施したものなど、一定の性質や目的に分けて、代表的なものを挙げていくというようなイメージをしている。

(委員)

- ・ご参考までに、私は現在、京都市の公契約審査会の委員もさせていただいているが、京都市もやはりサンプリングをしている。

(事務局)

- ・土木交通部における公共工事の入札監視委員会でも、外部委員の方にサンプルを抽出いただき、審査いただいている。
- ・業務委託など、この審議会で審査していただく案件についても、委員がおっしゃるように、契約の方法別に出してサンプリングしていただけるような仕組みを考えていきたいと思う。

(委員)

・資料の4ページの苦情処理について、建設工事と特定調達などの苦情処理の手続き要綱が書いてあるが、具体的にどのような苦情があり、どういう処理がされているのか、審議会にこういう苦情があったという報告があるのか、など、どのようなシステムになっているのか教えてほしい。

(土木交通部)

・土木交通部では入札監視委員会を開催しており、その中で、苦情の処理についても審議いただく内容としている。

・例えば建設工事の案件では、工事等の成績評定について、一定の成績がもらえなかったというようなことに対する苦情や、競争参加資格が無いとした理由に対する苦情が見受けられる。

・そういった苦情に対して、いったん県側として回答し、再苦情が出てきた際に、入札監視委員会で審議するということになっている。

(委員)

・では、建設工事業務委託以外の業務委託についての苦情処理のイメージ、どういう苦情が想定されて、どういう対応をするかについてはどうか。

(事務局)

・現在、例えば入札の手続き、参加、落札決定などにおける内容であれば、それぞれの執行課の方で対応しているが、具体的にはそういったはっきりしたものについては、苦情というのはそれほどないように思う。

・また、例えばプロポーザルなど、評価をすることにより決定するものについてどうなのかというようなことが想定されるが、今後、そのあたりの想定も含めて検討していきたいと思う。

(会長)

・要綱などはすでにもうあるものか。

(事務局)

・はい。

(会長)

・それと今回設置された審議会の関係は、今まですでに走っている契約関係の、いろいろな委員会と審議会との関係は、どのように位置づけられているのか。

(事務局)

- ・公共工事においては、先ほど土木交通部の方から説明があったとおり、苦情処理にかかる案件についても、入札監視委員会に渡って、審議いただくというシステムになっている。
- ・今後、それ以外の業務委託などについても、それと同じようなシステムを取り入れていくのかどうかということは、併せて検討していきたいと思っている。

(会長)

- ・それを含めて、トータルで審議する審議会ということでよいか。

(事務局)

- ・この審議会の所掌事務は非常に幅が広がるが、取組方針の検証や、今後の取組方針の変更などにも関わっていただくことになる。そのベースとなる、実際の取組がどうなされているかについて、サンプリング的に調査をしていただき、そういった中身がどうなっているのかということベースにしながら、次に進んでいくことになる。
- ・細かな調査から大きなところまでを、この審議会で見えていただくことになるとイメージしている。

(委員)

- ・建設工事等業務委託以外の業務委託について、事業者の適切な積算を促進するために、必要に応じて積算の内訳を事業者から提出を求めるとなっているが、それを出してもらって、どのように活用するかが非常に大事だと思う。積算内訳を求めて、それをどう処理しようとしているのか。

(事務局)

- ・現在、建設工事においては、そういった取組がなされている中で、業務委託ではしていない。これをする事により、事業者の方の適切な積算への意識が高まると考えている。
- ・出てきたものを見て、どう活用するかということについては、それぞれの業務の性質などを見ていく必要があると思う。また、業務によっては、そういった積算を求めるものでないものもあると思うので、そのあたりについてももう少し具体的に検討していきたいと思う。

(委員)

・先ほど意見が出ていたように、一定の必要な人件費も関わって、いろいろな経費が、適切な労働条件を確保しようと思うと、かかってくる。

・積算の中で、適切な人件費が確保されているのかという視点で見ると、どのように使うのか分からないので、そのあたりはどうなのかと思った。また、出されたものについて、正しいものが反映されているかの検証はなかなかできない部分もあるので、そのあたりをどう担保していくのかが、一つポイントになると思うので、検討いただければと思う。

(会長)

・事務量はどれくらい増えると考えられるか。研修会も行うと、その部分は時間をとる。従来やっている業務のうちの部分もあると思うが、どれくらい事務量が増えると考えているか。

(事務局)

・今回のこの条例を推進していくために、いろいろな新しい取組を進めていくことになる。特にこの条例を所管する会計管理局で、事務局的なところを持ちながら進めていくことも多くなっていく。それを進めていくための体制的なことについては、今後の検討になる。事務量は増えてくる。

(会長)

・県の契約は、非常にいろいろな種類があると思うので、全部が適正かどうかとか、あるいはスペシャリストを養成するとなると、大変なことになると思う。そういう意味で、アドバイザーのようなものも考えなければならないが、誰がいるか。

(事務局)

・先ほどから話題に出ていた、監督検査に関する研修などは、条例でもうたっている外部の活用ということも、一つの例示として挙げている。県庁外からのアドバイスをもらうような仕組みも検討していく。

(会長)

・そのあたりも非常に重要かと思う。

(委員)

・県外事業者と県内事業者について、例えば県外に本店があつて、役員も従業員も県外に税金を納めているが、県内には稼働していないような営業所があるという場合もあるのか。それはどちらに入るのか。

(事務局)

・現在の取り扱いとしては、土木工事と、それ以外の委託業務、物品購入の取り扱いで違う部分もあり、土木工事の場合は、今おっしゃったような、県外に本社があり、県内に営業所があるようなところでも、本社が県内にあるのか県外にあるのかということで分けているので、その場合は県外の扱いになる。

・物品の購入などにおいては、県外に本社があり、県内の営業所や事業所が入札に参加する権限を持つ事業所であれば、準県内という扱いを設けている。県内を優先するが、競争性が確保できない場合には、そういった準県内の事業者まで広げていく。競争性が担保できないとか、例えばその目的物が県内の事業者ではできないといった場合には、県外に広げていくといった取組をしている。

(会長)

・聞くとところによると、県内の事業者なり、県内の下請けの業者と契約をすることについて、県から要請を出しているとのこと。そういう意味で、県内を優遇していただきたいという意思是、何らかのかたちで届けようとしている。

・懇話会では、県がこういうかたちで進めようとしたときに、いろいろな他の民間企業の契約の一つの手本的なかたちで示されれば、非常にいいと、議論したように思う。そういうところへの波及効果を狙った取組とか、どういうかたちで宣伝していくかということは何か考えているか。

(事務局)

・県内の各市町で実施されること等について、各市町で条例をつくられるかどうかについては、それぞれが判断される場所だが、公的な契約において、こういうことを進めているということは、広く県内の方に周知をしていきたいと思う。周知を図り、実際の取組を進めていくことで、民間、民衆の契約にまで波及できればとは思いますが、まずは取組を周知していくというところからの出発と思う。

(会長)

・これは、始めて1年、2年と数えていく上で、やり方がだんだん固まってくるかと思うし、委員の皆が理解できてくるかと思うので、最初から思い込んで、やり方一つで走るのではなく、いろいろと試行錯誤しながら、本来のあるべき姿を目指していただきたいと、私の個人的な思い。

・それがどんなかたちでみんなに分かってもらえるか。県の仕事を請けて、非常にいいと思ってもらえるかたちに持っていければとは思う。

(委員)

・初めて審議会に出たが、正直言って、大変難しいなど。例えば女性活躍を推進している企業が受注するという、先ほど委員のおっしゃった良いサンプルというのが水平展開されていく。それならコストはどうなのかというふうに考えると。

・私どもも製造業をやっているが、最近、大変厳しいのは、建設現場もそうだが、製造の方も、現場管理責任者とか、現場管理者とかを置かないといけない。付加価値を生み出さない人を置かなければいけない環境に、非常に時代が変わってきている。

・そういうコストを上乗せしたときに、県の選ぶ事業というのは税金ですので、その分、多少割高になっても、県民の方が納得するのかという危惧も多少した。

・私どもの会社の現状で、最近、最低賃金が時間給 28 円上がる。これは、ハンディキャップをお持ちの方に、最低賃金とニアリーイコールの時間給で働いていただいております、先ほどおっしゃったように、社会保険料等々を払わないといけないなど。どうやって吸収するのか。

・いま、会長がおっしゃったように、ずっと積み上げていって、いいサンプルを、女性を本当にうまく雇用されている、障害者の方も雇用されている、そういうところに発注が行くというのを、県民の方が納得されて進めていくというのは、正直言って、非常にハードルが高いなど。

・公正性などについては、もう今、すでにやっていると思うが、これからが大変だなど。

・事業の負担も大変だと思うし、本当に働き方改革というのは、私ども企業にとってはいいところと、非常に厳しいところが背中合わせでくっついて回っているのです、たぶん県の方もそうだと思う。良いサンプルが、皆さんの表に出るようにしていただけるといいなと思う。

(会長)

・公金なので、税金をいかに使うか、それは安くて効果がある方がいいという意見ももちろんある。ただ、それだけだと、請ける方にとっては、犠牲を払ってまで仕事をするのかという話に直結したときに、それは違うだろうという議論もあるので、そこをいかに県民の方が納得していただいて、みんなのために納得できるようなかたちの契約を、いかに目指すかというところが非常に重要。おっしゃるとおり、経営者の方々にとっては、コストをいかに削減するかが非常に重要な問題になる。

(委員)

・私も委員のおっしゃることに、非常に賛同する点がある。例えば県内事業者になるべく契約をといるときに、実はそれだと価格を犠牲にして、県内事業者を優遇している。それが本当に県民のためかどうかというのは、非常に微妙なバランスを取りながら、この施策を進めないといけないことだと思う。

・懇話会のときには、条例にして、県民の皆さんに議論いただき、こういう仕組みを進めるのがいいのかどうかというのを検討していただくのが重要ではないかという話が出たと思う。

・先ほどおっしゃった、例えば女性活躍とか、そういったものを、このように重視しているということを、県民の皆さんに、県の契約状況を、透明性を持って情報を公開するというのが非常に重要ではないかと思う。

・「条例を推進するための仕組み」の「5契約状況の公表」という項目において、毎年度されている調査を公表されるが、今回はこの取組方針についてこのようにしているというものを、何か具体的にデータとして公表などするのか。

(事務局)

・今後、公表する内容については、もう少し検討していかなければならないと思っているが、毎年実施している契約状況の実態調査においては、先ほど委員からも指摘があった、競争の契約の方法。一般競争入札、それから随意契約。随意契約の中でもプロポーザルであるとか、公募型としてやっているものとか、1者見積もりであるとか、そういったことについてのデータ。県内と県外の事業者に請けていただいている割合などを件数、金額ベースで表して、全体、工事請負、委託、物品に分けたデータとして公表をしてきている。

・公共団体の契約は原則一般競争入札なので、一般競争入札での実施率がどうなっているとかなどについて公表したり、今回の契約条例の推進にあたって取組を進めていく中で、取組の状況が、今、どうなっているのかモニタリング的に調査することになっているので、その結果の中で出していくべきものがあるかなどについては、今後検討していきたいと思う。

(会長)

・審議会で審議して、このようなものを入れたらどうかとか、そういう話で進んでいくという理解でよいか。

(事務局)

・はい。またご意見をいただきながら決めていくものだと思う。

(委員)

・どうやってこれがアウトプットやアウトカムにつながっていくかというふうに思っていたが、同時に、こうした契約が行われることの意味や価値みたいなことも、併せて伝えていく必要があるのではないかと思った。

・例えば産業連関表の話があるが、この契約が地元企業によって行われることによって、どういった経済的なインパクトがあるかというようなことが可視化されたり、公金を使う以上、低廉な契約というよりも、適正な契約に重きを置くということの意味を継続的に伝えないといけないと思った。

・適正と言った瞬間、解釈の余地が生まれるので、その解釈に、それは本当に適正なのか、無駄なのかという解釈に耐えるような、事例もそうだが、それを伝えていくことも必要だと思った。

(会長)

・非常に重要なポイントだと思う。

(委員)

・私どもの団体としては、物品や業務委託の契約の方が、より具体的にイメージができると思っている。工事については、適正化が進められた契約ができていると伺っているが、業務委託などについては、一般競争入札と言いながら随意契約的なかたちになっている部分もあると聞いているので、業務委託についても公平な競争ができるよう仕組みを作っていけるといいと思う。

・また、当会員からは、やはり価格だけの競争になってしまうと、どうしても大手企業の滋賀支店、滋賀支社といったところに金額で負けてしまうという話を聞いている。最初から入札に応募する気がなくなってしまうという話もお聞きしているので、そのあたりも皆さんが公平に契約に参加できるような体制を作っていけるといいと思う。

・とても大変なことだと皆さんはおっしゃっているけれども、県自らが課題ととらえ、より良い仕組みを作っていこうとされている、そのことが素晴らしいことなので、皆で難しさを突破していけたらと思う。

(会長)

・狙いとするところを皆さん理解していければということで、その狙いそのものがびたっとはまれば最高だが。公金を使うので、県民の皆さまのご理解をいただけるようなかたちということかと思う。

(委員)

・やはり県民なり事業者の方の理解が必要だと思うので、この条例をつくった県としての問題意識というか、どういう現状からこういう条例が必要だということで、条例をつくったかというのを、分かりやすく説明していかなければいけないと思う。一定の行政目的の実現に向けた契約の活用というのが、一つポイントになると思うので、そこで、先ほどから出ているように、この条例をつくった以上、県が事業者の負担にならないように、適切に積算するとか、コストアップになる部分もどんどん出てくると思う。そこをしっかりと、こういう効果を狙ってというか、こういうふうに条例が目指している、というところを分かりやすく説明できるように、取り組んでいただきたいと思う。

(会長)

・悪徳業者みたいなのをいかに排除できるかというのがポイントだと思う。適正価格で単価をきちんと積算したが、実際には労働者のところにきちんと行っているのかという検証がどの程度できるのかは、非常にポイントかと思う。そのあたりも含めて、うまく実態が分かれば、説明がすごくやりやすくなるのではないかと思う。どこまで詳細が深掘りできるかは、難しいところではあるかと思う。

・物品購入でも、独占販売の指定業者みたいなものがあって、全然他から買えないとか、滋賀県はこの業者でしか買えないと言われると、そこだけになる。選定理由書でも、それしか駄目という話になると、競争ができないという実態もあるので、なかなかそこは難しいかと思う。そのあたりは何か考えはあるか。

(事務局)

・確かに会長がおっしゃるとおり、特殊なものであるとか、特異なものについては、一定、つくっておられるところ、販売されているところが限られたりするケースも、ものによってはあろうかと思う。

・ただ、必要とする備品等についての基準については、いわゆる標準的な仕様がどのようなものであるか、基準となるものがどのようなものであるか、できる限りいろいろと調べ、基準を設定する中で、競争を確保する取組を進めている。できる限り競争性が確保できる入札が大事だと思う。そのあたりはバランスを見ながら対応していくことが必要かと思う。

(会長)

・しっかりした指標に落とせるかというのが、かなりポイントになろうかと思う。

(委員)

・やはり県の入札などに参加される会社は、ある一定程度のハードルを越えないといけないので、行政目的の実現を図るための契約について、ある程度、今までからしていってやることの効果が出ているのかなという部分は、少し感じた。他の事業者と比べて、やはり労働関係を整備している。

(会長)

・ハードルがあるから、それにしっかり業者もやらないと、応募させてもらえない。そういう意味で非常に。

(委員)

・そういう意味でプラスなのかと感じた。

(会長)

・取り組みやすいところから取り組んでいただいて、だんだんと改善していただけるというようなインセンティブが働けば、すごくいいということか。

(委員)

・それも一方ではあると思う。

(委員)

・この取組方針原案は公表されるものか。

(事務局)

・はい。

(委員)

・専門用語的なものもたくさん入っていると思うので、公表に際しては、用語説明的なものをつけられると、非常に中身が分かりやすくなるのではないかと思うので、検討いただければと思う。

(事務局)

・おっしゃるとおりだと思うので、この巻末に用語集をつけて、もう少し分かりやすいものにしていくよう工夫していきたいと思う。

(会長)

・さまざまなご意見をいただいたが、これを軸に置いて、本日の意見をご検討いただき、案に反映させていただきたいと思う。それによって、次回は答申案について議論を行いたいと思うので、よろしく願います。

それでは、本日の議事は全て終了する。

以上